

「特定事業所集中減算」の取扱いについて

1 「特定事業所集中減算」の主旨

指定居宅介護支援の提供に当たっては、「特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない」とされています。（基準省令第1条の2第3項）

2 「特定事業所集中減算」について

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間(判定期間)に作成した居宅サービス計画に位置付けられた各サービスの提供総数のうち、同一の事業者（法人）によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えた場合、減算適用期間に係る全利用者について1月につき200単位を減算します。

＜対象サービス＞

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

3 判定期間、市への報告期限、減算適用期間について

毎年度2回、すべての居宅介護支援事業所において、4の手順に従って判定を行う必要があります。判定の結果80%を超えた場合は市への報告が必要です。

ただし、つくば市においては、判定期間中に休止（再開した事業所を除く）又は廃止した事業所は、報告の必要はありません。

市への報告期限は、毎年度9月15日と3月15日の2回です。

	判定期間	市への報告期限	減算適用期間
前期	3月1日から8月末日	9月15日まで	10月1日から3月31日まで
後期	9月1日から2月末日	3月15日まで	4月1日から9月30日まで

＜報告書の提出先＞

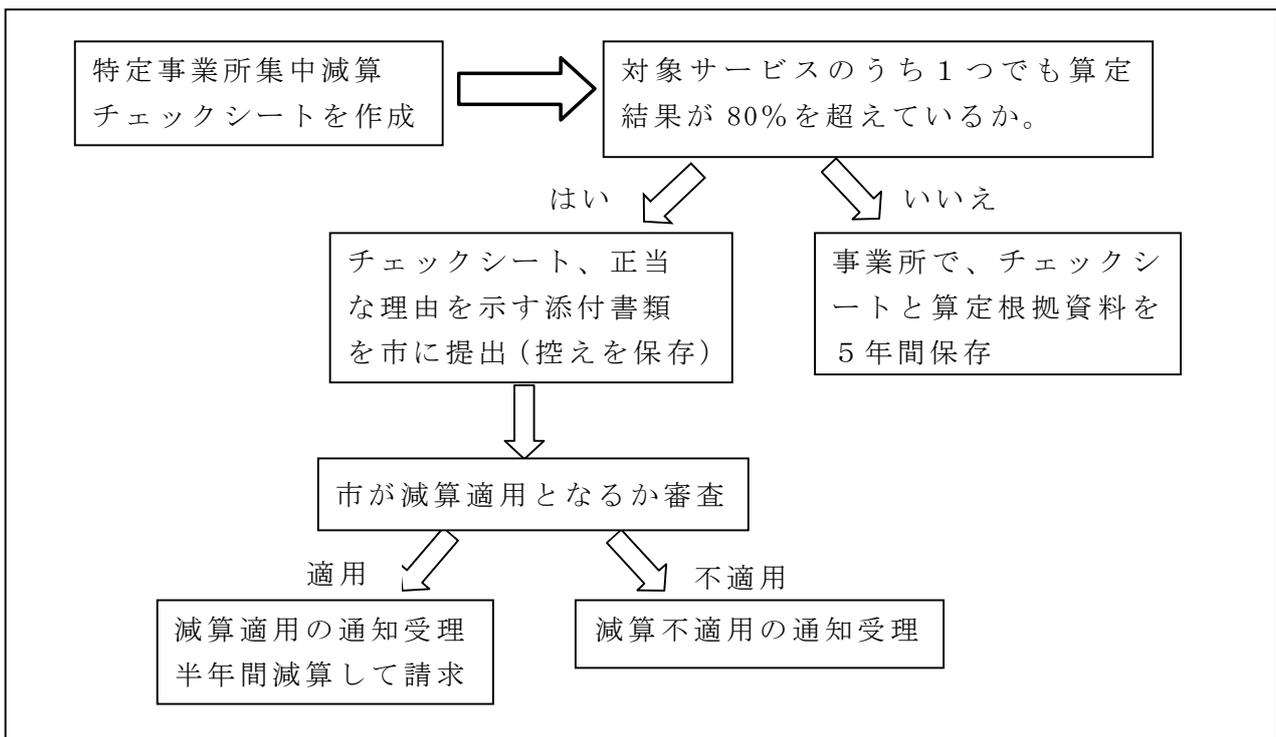
〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市福祉部高齢福祉課 計画・施設係

4 判定の手順について

- ①「居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算チェックシート（提出用 兼保存用）」により、判定期間に係る居宅サービス計画について、各サービスの紹介率最高法人及び紹介率判定を行います。
- ②全サービスのうち1つでも算定結果が80%を超えている場合には、正当な理由を確認のうえ、チェックシート及び必要書類を市に提出してください。
- ③なお、すべての事業所において、算定結果に関わらず「特定事業所集中減算チェックシート」を作成し、当該書類は、判定期間後の減算適用期間が完結してから5年間は保存しておく必要があります。



5 減算の対象とならない「正当な理由」について

つくば市における「正当な理由」は、別添「特定事業所集中減算を適用されない正当な理由」のとおりです。ただし、各事業所において理由を記載した場合であっても、つくば市長が当該理由を不相当と判断した場合は、特定事業所集中減算を適用するものとして取扱います。

6 その他の注意事項

「正当な理由」の要件を形式的に満たしている場合や、算定結果が80%を超えない場合であっても、利用者に対して特定の居宅サービス事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受したとき、その他の自己の利益を図るために基準に違反したときや「特定事業所集中減算」の判定の内容に不正や虚偽があった場合等には、指定を取り消すこともありますので、適正な運営をお願いいたします。

具体的な計算例

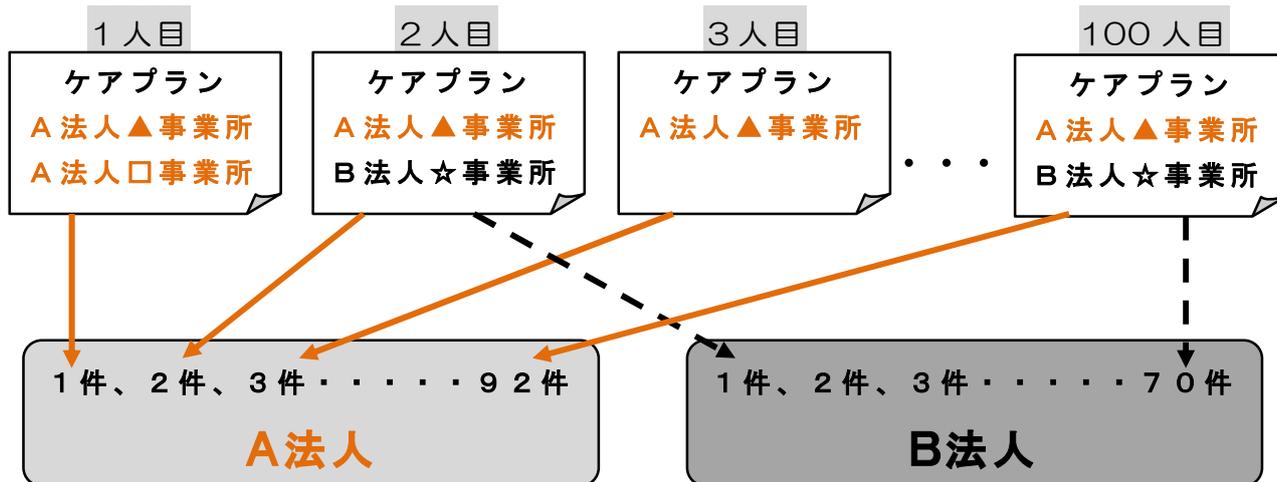
判定期間中に作成した居宅サービス計画のうちの、最も紹介件数の多い法人を位置付けた計画数の割合を算出し、その値が80%を超えた場合に減算

例1) 通所介護の場合
$$\frac{\text{通所介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数}}{\text{通所介護を位置付けた総計画数}}$$

留意点

- 要支援者の介護予防サービス計画は含めない。
- 計画を作成したが、サービスの利用が全くなかった利用者の計画は判定対象外。
- 月遅れで給付管理を行った場合でも、サービス提供を行った月分に入れて数える。
- 「〇〇を位置付けた計画数」は、一人の利用者の居宅サービス計画に複数の〇〇事業所からのサービス提供を位置付けた場合でも一人につき1と数える。

例2) 利用者150人のうち、訪問介護サービスを位置付けている利用者が100人いる場合



居宅サービス計画数・・・150

訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数・・・100

A法人の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数・・・92

B法人の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数・・・70

よって、A法人92% (92÷100)、B法人70% (70÷100) となり、紹介率最高法人であるA法人への紹介率が80%を超えているため、正当な理由がない限り減算の対象となる。